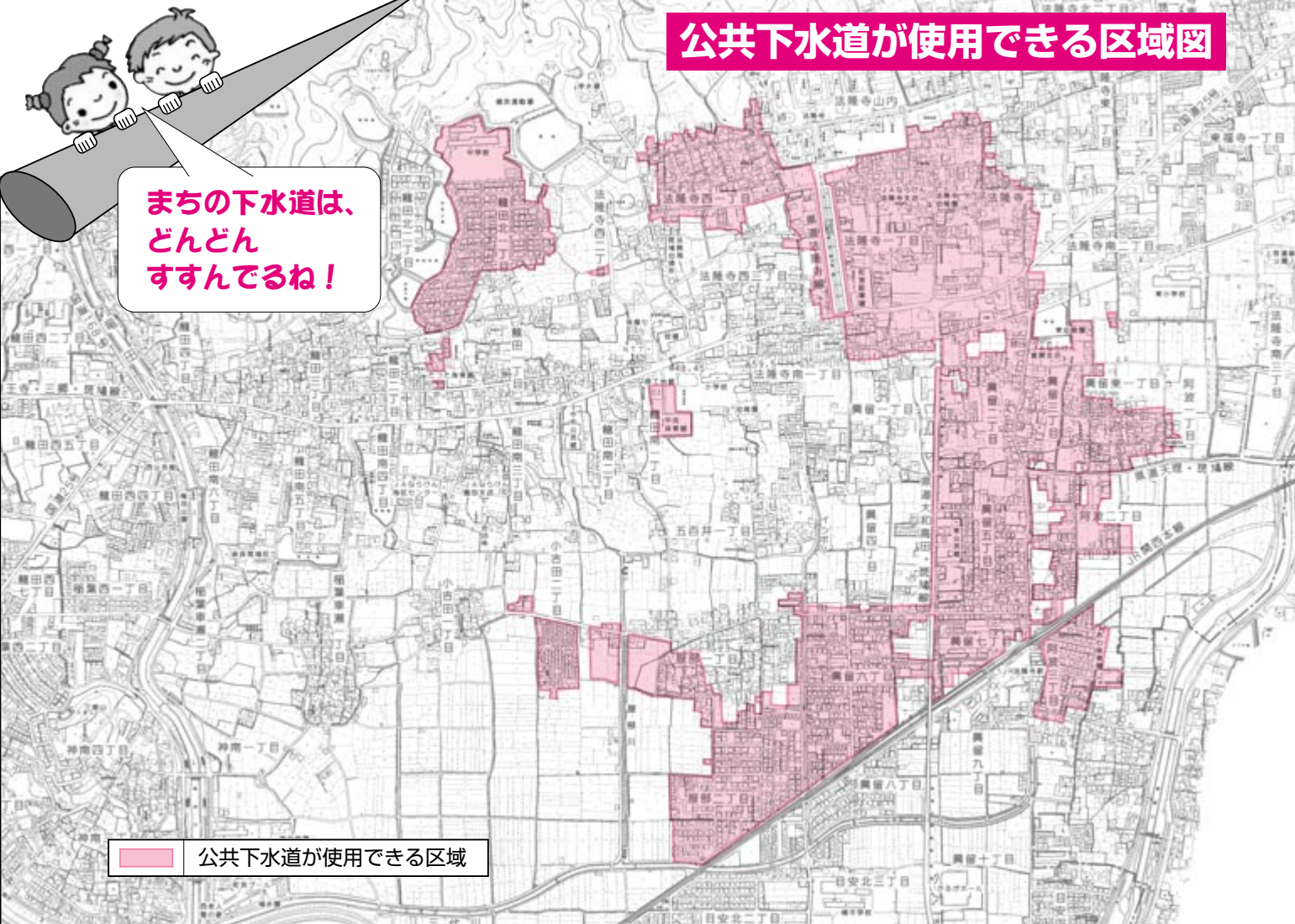


公共下水道が使用できる区域図



まちの下水道は、
どんどん
すすんでるね！

はじまっています まちの下水道

排水設備工事費用や下水道使用料・加入負担金は…

斑鳩町では、豊かな自然を守り、快適な生活環境をつくるため、平成3年から公共下水道の整備がはじまりました。

その後、まちの下水道工事はどんどん進み、平成17年4月からは、一部の区域で下水道が使えるようになり、平成18年4月3日現在では、約103haの地域で公共下水道を利用することができるようになりました。

(左ページの地図参照)

これからの下水道事業をよりよく進めるため、平成17年10月末に、公共下水道の使用について、20歳以上の住民1,500人を対象に、下水道に関するアンケート調査をおこない、その結果をもとに平成18年2月、住民意見交換会を開きました。

アンケート結果や住民意見交換会の参加者からは、加入負担金や下水道料金などについて、まだまだ情報が行き届いていないことや、加入負担金の根拠や下水の接続費用について知りたいという意見が寄せられました。

このような意見から、今月号は、特に、公共下水道にかかる費用負担について、お知らせします。

こんにちは、まちの下水道担当者「きよみず ゆたか」です。
まちの下水道の使用もどんどん進んできました。
今月号は、もっとまちの下水道について知っていただくため、下水道を使用するために必要な工事と費用についてお知らせします。



公共下水道へ接続って？

左ページの地図のピンク部分(部分)が公共下水道の使用できる区域です。

公共下水道を使えるようにするためには、公共下水道へ接続する排水設備工事が必要です。

排水設備工事とは、宅地や建物からの汚水を流すための排水管やますを公共下水道に接続する工事のことです。(下図)

**排水設備工事は
排水設備指定工事店に**

公共下水道へ接続するため、各家庭のトイレの改造や台所、風呂などの排水設備の工事をするには、技術的に正しくおこなわないと故障の原因となります。

そこで、町では、工事に必要な専門の技術と資格を持った業者を排水設備指定工事店として指定しています。(平成18年4月号広報に掲載)

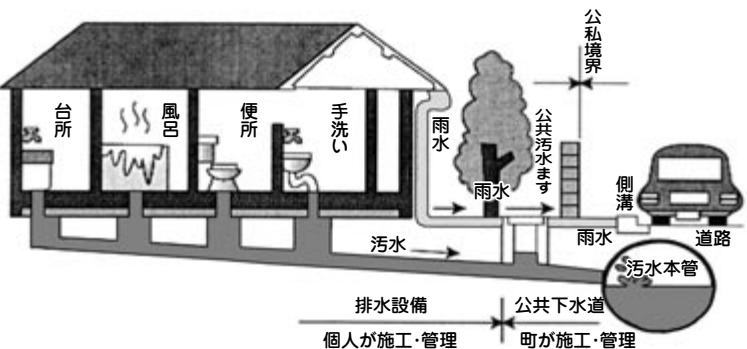
この指定を受けた業者でない排水設備の工事をおこなってはならないことになっています。排水設備指定工事店を選んでいただきますと、公共下水道への接続の申請から完了まで本人に代わって作業を進めてくれます。

なお、排水設備工事を依頼される際には、指定工事店から見積りを取り、よく検討したうえで依頼してください。

排水設備工事から下水道が使えるまでの流れについて、下の図を参考にしてください。



- 汚水・雑排水は公共下水道へ
- 雨水排水は、その他の水路へ



下水道法では、くみ取り便所の場合、公共下水道を使用できるようになった日(供用開始の公示があった日)から3年以内に公共下水道への接続が義務付けられています。
また、浄化槽を利用している場合には、すみやかに接続していただく必要があります。これは、身近な水路をきれいにするだけでなく、大和川や大阪湾などの公共用水域をきれいにするためにも、多くのご家庭が早く公共下水道に接続する必要がありますからです。

●排水設備工事の申し込みから使用開始までの流れ

- ①排水設備工事の申込**
各家庭で指定工事店に工事を依頼してください。このとき、見積りを取り十分検討したうえで指定工事店を決めましょう。
- ②排水設備工事の申請**
依頼した指定工事店が、みなさんに代わって提出します。このときに加入負担金の納入をお願いします。
- ③着工**
排水設備工事計画確認通知書が交付されると、指定工事店は、工事に着工します。
- ④工事完了と検査**
工事完了後、指定工事店は町に完了届を提出し、町の職員の立会いのもと検査をおこないます。
- ⑤使用開始の届出と使用**
指定工事店を通じて使用開始届出をお願いします。公共下水道の使用と同時に下水道使用料金をいただくこととなります。